

なお、計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成20年3月末日までとする。

5 地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進に資する基盤整備に関する措置

県総合計画を地域の視点から具体化、重点化を図るための地域計画において、次のような地域雇用開発の促進に資する施策を展開することとしている。

熊本市周辺地域においては、新幹線整備に伴う熊本駅周辺の整備による新たな交流拠点の形成や熊本港の整備などにより物流機能の向上を図る。また、大学や工業技術センターなどの研究機関と企業との連携や共同研究への取組みを通じ、新たな雇用の創出や地域活性力の向上が図られるような新事業・新産業の創出を推進する。

菊池地域は、熊本テクノポリス計画の成果を踏まえ、熊本の明日を担う高度技術産業と新事業・新産業創出の拠点として、更なる企業立地を推進する。なお、合志町・菊陽町においては、セミコンテクノパーク内の賃貸工場などを核として新事業・新産業創出の推進と地場産業育成を図るほか、県立技術短期大学校などを拠点とした高度技術産業を支える人材の育成をめざす。

上益城地域においては、インターチェンジ周辺への企業誘致を推進するなど物流拠点の充実を図るほか、広域からの集客力を生じた商業拠点づくりを支援する。

また、西原村においては、熊本阿蘇幹線道路などの整備促進等に取り組む。

(2) 地域雇用開発促進のための措置

イ 新たな雇用機会の開発の促進に関する事項

産業構造の転換が進む中、企業誘致、個人の創業や経営革新、技術力向上の支援、企業の新分野進出を促進し、新たな雇用の創出を進める。また、U・Iターンを促進し、地域内企業が必要とする高度技術者や創業等に伴う人材を確保する。

また、工業技術センターによる技術指導等の地域企業に対する技術支援機能を強化するとともに資金力や経営力に乏しくリスクが大きい創業予定者や創業間もない企業等に対して事業スペースを提供する「起業化支援施設（インキュベーション施設）整備運営事業」や大学等の研究者が保有する研究シーズを特許化し、それを企業に技術移転することにより企業化を促す「熊本TLO事業」等を推進し、新規創業の支援を行う。

さらに当地域において、事業主が高度技能労働者等を受け入れ、又は労働環境を改善する設備若しくは福祉施設を設置・整備して地域内に居住する求職者の雇用機会を開発することを積極的に支援する。

このため、国の地域雇用促進奨励金、地域雇用促進環境整備奨励金並びに